

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」）と、合同会社共生ケアワークおきなわの営む指定通所介護事業所アプレシオ真地（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、つぎのとおり契約を結びます。

#### 第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように通所介護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う事について取り決めることを本契約の目的とします。

#### 第2条 （契約期間）

1. この契約の契約期間は 契約の締結の日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

#### 第3条 （通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその代理人に説明します。

#### 第4条 （通所介護の提供場所・内容）

1. 通所介護のサービス提供場所は「指定通所介護事業所アプレシオ真地」です。所在地及び概要は【重要事項説明書】の通りです。
2. 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護のサービスを提供します。
3. 事業者は通所介護のサービス提供にあたり、内容について利用者へ説明します。
4. 利用者がサービス内容の変更を希望する場合には、事業者へ申し入れることができます。事業者はその内容を検討し、変更できる場合は希望に沿うように変更します。

#### 第5条 （サービス提供の記録）

1. 事業者は、サービス提供記録を作成し、この契約の終了後も2年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内に、その事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧することができます。
3. 利用者は、第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。 1枚につき 10円

#### 第6条 （料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月毎の合計金額を事業者へ支払います。
2. 事業者は、料金費用を1か月ごとに計算しご請求致します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌月10日までに事業者の指定する方法で支払います。

#### 第7条 (サービスの中止・変更)

1. 利用者は、事業者に対してサービス実施日の前営業日までに通知することにより、サービスの利用中止または変更することができます。
2. 事業所は第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更の申し立てに対して、希望する日に事業所が満員でサービス提供が出来ない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

#### 第8条 (料金の変更)

1. 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食費等の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾できない場合は、本契約を解約する事ができます。

#### 第9条 (契約の終了)

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族(代理人)などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、10日以内に支払われない場合
  - ② 利用者またはその家族等が、事業者やサービス提供の従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
  - ③ 利用者が正当な理由がなく、サービスの中止を繰り返した場合、または入院・入所・病气などにより、3ヶ月以上にわたり、サービスを利用できない状態にあることが明らかになった場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が非該当(自立)になった場合
  - ③ 利用者が死亡した場合
  - ④ 事業者が事業を廃止した場合

#### 第10条（秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者および家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。
3. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

#### 第11条（賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
2. 利用者およびその家族が、故意もしくは重大な過失によって、施設・サービス提供の従事者・他の利用者などに損害を与えた場合は、事業者は当該利用者に対し、その損害について賠償請求することがあります。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護のサービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またその他必要な場合は、速やかに家族(代理人等)または緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関への協力要請など必要な措置を講じます。

#### 第13条（連携）

事業者は、通所介護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### 第14条（虐待の禁止）

サービス提供の従事者は、利用者に対して、心身に苦痛を与える行為や人格を辱める行為は、決して行いません。

#### 第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護のサービス提供に関する、利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第16条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第17条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

重要事項説明書、契約書についての説明を受けここに同意し、指定通所介護サービスの提供に関する契約を締結します。

契約の証として、本契約書をそれぞれ2部作成し事業所が記名押印し利用者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 平成 年 月 日

**【利用者】**

私は、契約書の内容を確認の上で、貴事業所の指定通所介護サービスの利用を申し込みます。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

**署名代行者（代理人）**

私は、本人の契約意思を確認し、署名代行します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩ 続柄： \_\_\_\_\_

**【事業者】**

住所 沖縄県那覇市字識名1319番地7  
合同会社共生ケアワークおきなわ  
代表者 名嘉 智之 ⑩

**【事業所】**

指定通所介護事業所アプレシオ真地  
( 事業所番号：4770102400 )

説 明 者 管理者 松永 亜矢 ⑩